

(お知らせ)

令和8年7月28日
防 衛 省

契約相手方からの返還金等の納入について

潜水艦修理契約等における乗組員等の要望に対応する原資を作出するために、ジャパンマリンユナイテッド株式会社^{注1}（法人番号 8020001076641）及び佐世保重工業株式会社（法人番号 9010001079644）が行った一部不履行等^{注2}について、返還額の算定作業が終了しました。

また、潜水艦用発電機の製造請負契約における検査不正^{注3}について、川崎重工業株式会社（法人番号 1140001005719）の返還額の算定作業が終了しました。

本日、各社に対し、納入告知書をもって下表の返還金等の納入を求め、同日、各社から、当該返還金等の国庫への送金を確認しましたので、お知らせいたします。

注1 横浜事業所を除く。
注2 ジャパンマリンユナイテッド、佐世保重工については令和7年7月31日より、それぞれ特別調査を実施。
注3 令和7年12月26日指名停止について公表。

潜水艦修理契約等における原資作出のための一部不履行等について

○ジャパンマリンユナイテッド株式会社（横浜事業所を除く）

返還金	延滞金	違約金	合計
約 4,000 万円	約 800 万円	約 5,000 万円	約 1 億円

○佐世保重工業株式会社

返還金	延滞金	違約金	合計
約 700 万円	約 90 万円	約 700 万円	約 1,500 万円

潜水艦用発電機の製造請負契約における検査不正について

○川崎重工業株式会社

返還金	延滞金	合計
約 2.7 億円	約 0.9 億円	約 3.6 億円